

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成28年6月24日

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス
(旧会社名 株式会社幸楽苑)

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION
(旧英訳名 KOURAKUEN CORPORATION)

(注) 平成27年6月18日開催の定時株主総会の決議により、平成27年7月1日をもって当社商号を「株式会社幸楽苑」から「株式会社幸楽苑ホールディングス」へ変更致しました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼海外事業本部長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月17日開催の当社第46期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款の一部変更を行う。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、新井田傳、武田典久、武田光秀、佐藤光之、新井田昇、久保田祐一、渡辺秀夫、室井一訓及び鈴木庸夫の9氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、星野昌洋及び石田宏寿の2氏を選任する。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	118,357	404	0	(注)1	可決 (98.09%)
第2号議案				(注)2	
新井田 傳	111,757	7,000	0		可決 (92.62%)
武田 典久	115,949	2,808	0		可決 (96.10%)
武田 光秀	115,980	2,777	0		可決 (96.12%)
佐藤 光之	115,980	2,777	0		可決 (96.12%)
新井田 昇	116,069	2,688	0		可決 (96.20%)
久保田 祐一	115,969	2,788	0		可決 (96.11%)
渡辺 秀夫	115,897	2,860	0		可決 (96.05%)
室井 一訓	115,963	2,794	0		可決 (96.11%)
鈴木 庸夫	116,094	2,663	0		可決 (96.22%)
第3号議案				(注)2	
星野 昌洋	118,189	572	0		可決 (97.95%)
石田 宏寿	118,148	613	0		可決 (97.92%)
第4号議案	106,043	12,723	0	(注)1	可決 (87.88%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上

